

広告入り公用封筒の作製及び無償提供に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と株式会社郵宣協会（以下「乙」という。）とは、広告入り公用封筒の作製及び無償提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 乙は、甲の業務向上及び地域企業の育成発展に役立つことを目的として、封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り広告入り公用封筒（以下「封筒」という。）を作製し、甲に無償提供するものとする。
- 2 前項に定める目的を達成するため、甲は、封筒を使用するものとする。
- 3 甲及び乙は、この協定書に基づき、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

（使用場所）

- 第2条 甲は、本庁及び各支所・出張所にて使用するものとする。

2 乙は、責任を持って期日までに甲の指定する場所に直接持参もしくは送付するものとする。

（広告内容）

- 第3条 乙は、封筒の作製に当たり広告主又は広告内容については「吉野川市有料広告掲載取扱要綱」に準ずるものとする。

（封筒の規格）

- 第4条 乙が甲へ無償提供する封筒の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 角形2号封筒
- (2) 長形3号封筒
- (3) 窓口用封筒（A4用）

（封筒の数量）

- 第5条 乙が無償提供する封筒の数量は長形3号封筒30,000枚、角形2号封筒10,000枚を分割して納入するものとする。

3 窓口用封筒は、協定期間については定期的な在庫確認の上追加補充していくものとする。

（封筒の作製及び使用等）

- 第6条 乙は、広告内容、色、形状等の封筒の仕様について事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に作製しなければならない。
- 2 乙は、封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- 3 乙は、無償提供した封筒又は掲載された企業に問題が生じたときは、速やかに当該封筒を全面回収し、代替する封筒を提供するものとする。
- 4 協定期間に封筒の仕様及び掲載内容について変更が必要な場合は、変更の3ヶ月前までに変更事項を通知し、甲乙協議の上、対応するものとする。

（使用の一時中止）

- 第7条 甲は、封筒の使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、使用の全部又は一部を中止することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙以外から封筒の無償提供の申し出があった場合は、協定期間満了後、甲乙協議の上対応するものとする。

(協定期間)

第9条 協定期間は、2019年5月1日から2020年4月30日とする。

2 ただし協定期間満了の6ヶ月前までに甲および乙より何ら申し出がない場合は、同一条件で協定期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第10条 この協定に関して疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成元年5月1日
令和

(甲) 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長 川真田 哲哉



(乙) 福岡県北九州市小倉北区堺町2丁目1番1号
株式会社 邮宣协会
代表取締役 村上 左一郎



広告入り公用封筒の作製及び無償提供に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と株式会社郵宣協会（以下「乙」という。）とは、広告入り公用封筒の作製及び無償提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の業務向上及び地域企業の育成発展に役立つことを目的として、封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り広告入り公用封筒（以下「封筒」という。）を作製し、甲に無償提供するものとする。

2 前項に定める目的を達成するため、甲は、封筒を使用するものとする。

3 甲及び乙は、この協定書に基づき、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

（使用場所）

第2条 甲は、本庁及び各支所・出張所にて使用するものとする。

2 乙は、責任を持って期日までに甲の指定する場所に直接持参もしくは送付するものとする。

（広告内容）

第3条 乙は、封筒の作製に当たり広告主又は広告内容については「吉野川市有料広告掲載取扱要綱」に準ずるものとする。

（封筒の規格）

第4条 乙が甲へ無償提供する封筒の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 角形2号封筒
- (2) 長形3号封筒
- (3) 窓口用封筒（A5用）

（封筒の数量）

第5条 乙が無償提供する封筒の数量は長形3号封筒30,000枚、角形2号封筒10,000枚を分割して納入するものとする。

3 窓口用封筒は、協定期間については定期的な在庫確認の上追加補充していくものとする。

（封筒の作製及び使用等）

第6条 乙は、広告内容、色、形状等の封筒の仕様について事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に作製しなければならない。

2 乙は、封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

3 乙は、無償提供した封筒又は掲載された企業に問題が生じたときは、速やかに当該封筒を全面回収し、代替する封筒を提供するものとする。

4 協定期間に封筒の仕様及び掲載内容について変更が必要な場合は、変更の3ヶ月前までに変更事項を通知し、甲乙協議の上、対応するものとする。

（使用の一時中止）

第7条 甲は、封筒の使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、使用の全部又は一部を中止することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙以外から封筒の無償提供の申し出があった場合は、協定期間満了後、甲乙協議の上対応するものとする。

(協定期間)

第9条 協定期間は、平成22年5月1日から平成23年4月30日とする。

2 ただし協定期間満了の3ヶ月前までに甲および乙より何ら申し出がない場合は、同一条件で協定期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第10条 この協定に関して疑義を生じたとき、又はこの協定の定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成22年 / 月 / 日

(甲) 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長 川真田 哲哉



(乙) 福岡県北九州市小倉北区堺町2丁目1番1号
株式会社 邮宣协会
代表取締役 村上 左一郎

